

平成十九年二月二十三日提出  
質 問 第 八 五 号

在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する再

質問主意書

提出者 鈴木宗男

在外公館が配置する美術品についての国会議員の資料請求を外務省が拒否した事案に関する再

#### 質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第四六号）を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、「外務省としては、担当課において資料要求の趣旨を付度して御指摘の文書を発出したものと考えている。」との答弁がなされたが、「資料要求の趣旨を付度して」とは、具体的に何を意味するか明らかにされたい。

二 二〇〇六年九月以降、全ての日本国在外公館におかれている美術品の一覧表についての情報公開請求に基づき、資料を開示したことがあるか。

三 二の事実があるとすれば、国会議員の資料要求を拒絶し、情報公開請求に応じた外務省の真意を明らかにされたい。

四 今村朗外務省大臣官房在外公館課長（以下、「今村課長」という。）が、現職に就いた日以降、国家公務員倫理法に基づき提出した贈与等報告書の件数と贈与等の総額を明らかにされたい。

五 「今村課長」が在ロシア連邦日本国大使館（以下、「大使館」という。）に勤務していた時期を明らか

にされたい。

六 「今村課長」が「大使館」に勤務した時期に、ロシア人金融関係者の日本への招聘を巡る不手際について与党の国会議員に釈明するために、用務帰国をしたことがあるか。この際、「今村課長」は国会議員に對して、文書を提出したか。

右質問する。